

防衛庁の会計監査に関する訓令を次のように定める。

昭和33年6月9日

防衛庁長官 津島 壽一

**防衛省の会計監査に関する訓令**

- 改正 昭和37年11月1日庁訓第73号  
昭和37年11月30日庁訓第80号  
昭和48年11月27日庁訓第60号  
昭和49年12月7日庁訓第42号  
昭和52年5月16日庁訓第22号  
昭和53年1月13日庁訓第1号  
昭和56年2月28日庁訓第4号  
昭和56年4月3日庁訓第20号  
昭和59年5月30日庁訓第33号  
昭和59年6月30日庁訓第37号  
昭和60年4月6日庁訓第19号  
昭和63年12月13日庁訓第40号  
平成6年3月23日庁訓第9号  
平成13年1月6日庁訓第2号  
平成13年3月30日庁訓第53号  
平成15年3月26日庁訓第12号  
平成16年3月31日庁訓第34号  
平成18年3月27日庁訓第12号  
平成18年7月28日庁訓第83号  
平成19年1月5日庁訓第1号  
平成19年8月30日省訓第145号  
平成20年3月25日省訓第12号  
平成20年4月1日省訓第32号  
平成21年7月29日省訓第48号  
平成23年4月1日省訓第16号  
平成23年8月30日省訓第32号  
平成24年4月6日省訓第15号  
平成26年7月24日省訓第40号  
平成27年10月1日省訓第39号  
令和3年3月16日省訓第9号  
令和4年3月15日省訓第10号  
最終改正 令和5年6月30日省訓第59号

第1章	総則（第1条－第10条）
第2章	監査の実施（第11条－第14条）
第3章	監査結果の処理（第15条－第17条）
第4章	会計監査連絡会議（第18条－第23条）
第5章	雑則（第24条－第27条）
附 則	

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この訓令は、防衛省における会計監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### （監査）

第2条 監査は、会計経理についてその実態をは握し、これが適正かつ効率的に行われるよう是正指導し、もって、業務の改善及び能率の増進に寄与することを目的とする。

### （監査の方針）

第3条 監査は、次の各号に掲げる方針に基づき行うものとする。

- （1） 会計経理の基本である合規的執行の確保のため、法令、訓令、予算及び会計の原則に準拠した処理が行われているかについて監査を実施する。
- （2） 事業の実施に当たり、予算の効果を高めるため、その経済的、効率的及び有効な執行が図られているかについて監査を実施する。
- （3） 国の財産について、適正かつ効率的な管理運営の確保が図られているかについて監査を実施する。
- （4） 同種又は類似の事業について、他の部局及び機関の実態を把握し、整合性がとれているかについて監査を実施する。

### （監査実施機関）

第4条 大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長又は防衛装備庁長官（以下「幕僚長等」という。）は、それぞれ内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊、陸上自衛隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）、海上自衛隊（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）、航空自衛隊（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局又は防衛装備庁（以下「各自衛隊等」という。）における監査に関する事務を統括する。

2 幕僚長等は、監査の事務を行う職員に監査を行わせるものとする。

3 防衛大臣は、前2項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、内部部局の職員に地方防衛局の監査を行わせるものとする。

4 防衛大臣は、必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず内部部局の職員に命じて監査を行わせることがある。

### （監査官の権限）

第5条 前条第2項から第4項までの規定により監査を行う職員(以下「監査官」という。)は、監査上必要な限度において書類若しくは物件の提示を求め、金庫若しくは物品等の検査を行い、又は関係者に質問し、若しくは説明を求めることができる。

2 監査官は、監査の結果疑義がある事項については、当該被監査機関の長の説明を求めることができる。

(監査官の遵守事項)

第6条 監査官は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に公正かつ温和な態度を保つとともに、周到かつち密であること。
- (2) 判断は、すべて正確な資料又は事実に基いて慎重に行い、原因及び責任の所在を明らかにするとともに、適切な処置を示すことができるように配慮すること。
- (3) 不正不当行為を究明するとともに業務運営上のあい路となつている事項若しくはこれを生じさせるおそれのある事項については、特に留意すること。
- (4) 業務の運営に支障を与えないように配慮すること。
- (5) 欠陥を指摘するのに急で、長所の高揚を忘れてはならないこと。
- (6) 改善意見の提示にあたつても、いたづらに理論に走ることなく、実情に即して行うこと。
- (7) 職務上知り得た事項は、みだりに他人に漏らし、又は自ら窃用してはならないこと。

(被監査機関の長の協力義務)

第7条 被監査機関の長は、監査官の実施する監査に協力しなければならない。

(監査の種類)

第8条 監査の種類は、書類について行う書面監査及び実地について行う実地監査とする。

(書面監査)

第9条 書面監査は、会計検査院等へ提出する書類及び幕僚長等が別に指定する書類について行うものとする。

(実地監査)

第10条 実地監査は、次の区分により行うものとする。

- (1) 定期監査 会計経理の全部又は一部について原則として毎年度1回以上行う。
- (2) 臨時監査 防衛大臣又は幕僚長等が特に必要と認める場合において、事項を特定して随時行う。

## 第2章 監査の実施

(監査の重点)

第11条 防衛大臣は、監査の効率化を図るため、毎年度、当該年度の監査項目について重点を定め、これを指示するものとする。

(監査実施計画)

第12条 幕僚長等は、毎年度、第3条に規定する監査の方針及び前条の規定により指示された監査の重点に基づき、当該年度の監査計画書を作成しなければならない。

2 前項の監査計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査の方針に関すること。
- (2) 監査の重点事項に関すること。

(3) 実地監査の実施に関すること。

ア 被監査機関

イ 実施時期

ウ 監査要員

(4) その他必要と認める事項

(緊急事項の処置)

第13条 監査官は、監査を実施している場合において、著しく違法若しくは不当な事項があると認めるとき、又は緊急に特別な処置をする必要があると認めるときは、直ちに順序を経て、幕僚長等に報告し、その指示を受けなければならない。

2 幕僚長等は、前項の報告を受けた場合において、その事実が特に重要であると認めるときは、さらに防衛大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

3 防衛大臣又は幕僚長等は、前2項の規定による指示を求められた場合その他必要があると認めるときは、速やかに監査官又は幕僚長等に対し所要の処置を指示するものとする。

4 前項の規定により指示を受けた者は、遅滞なく所要の処置をとるとともに、その結果を、順序を経て、防衛大臣に報告しなければならない。

(監査結果の説明)

第14条 監査官は、監査終了時において必要と認めるときは、被監査機関の長に対し監査の結果について説明し、及びその意見を聴取することができる。

### 第3章 監査結果の処理

(監査結果の報告)

第15条 監査官は、実地監査の結果について、監査報告書(別紙様式)により、速やかに、順序を経て、幕僚長等に報告するものとする。

2 幕僚長等は、前項の報告を受けたときは、その概要を各四半期ごとに(防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁にあつては各年度ごとに)取りまとめ、防衛大臣に報告しなければならない。

(監査の結果に基く処置)

第16条 防衛大臣又は幕僚長等は、監査の結果に基き、是正又は改善を必要と認める事項について、被監査機関の長又はその上級機関の長に対し、必要な指示を行うものとする。

(表彰処置)

第17条 監査官は、監査の結果、会計経理に関し、特に成績優秀であつて表彰に該当する事実を認めるときは、表彰等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第49号)に規定する表彰権者に対し、表彰に関する意見を表明することができる。

### 第4章 会計監査連絡会議

(設置)

第18条 各自衛隊等の監査機関相互の連絡を緊密にし、監査業務の改善及び向上を図るため、会計監査連絡会議(以下「会議」という。)を置く。

(構成)

第19条 会議は、議長及び次に掲げる委員をもつて構成する。

防衛大学校総務部会計課長  
防衛医科大学校事務局総務部主任会計監査官  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
海上幕僚監部会計監査室長  
航空幕僚監部総括副監理監察官  
情報本部総務部監査・監察官  
防衛監察本部統括監察官付第1監察班長  
地方防衛局会計監査官  
防衛装備庁長官官房監察監査・評価官

2 議長は、大臣官房監査課長をもつて充てる。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する者が議長の職務を行う。

(会議)

第20条 議長は、会議を招集し、その会議を主宰する。

(関係職員の出席)

第21条 議長は、必要があると認めるときは、関係のある防衛省職員に対し、会議に出席して意見を述べることを求めることができる。

(庶務)

第22条 会議の庶務は、大臣官房監査課において処理する。

(運営)

第23条 この章に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

#### 第5章 雑則

(防衛省共済組合会計の監査)

第24条 幕僚長等は、防衛省共済組合会計の監査に関し、防衛省共済組合本部長の委託を受けたときは、防衛省共済組合会計の監査に関する規定によるほか、この訓令の規定に準じて監査を行わせることができる。

(検査等の状況報告)

第25条 会計検査院、財務省又は総務省の検査又は監査を特別に受けたときは、幕僚長等は、速やかにその概要を事務次官に報告するものとする。

(違法事項等の報告)

第26条 幕僚長等は、会計経理に関し、著しく違法又は不当な事項があると認めたときは、速やかに防衛大臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第27条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し、必要な事項は、幕僚長等が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和33年6月9日から施行する。
  - 2 陸上自衛隊の会計監査に関する訓令（昭和30年陸上自衛隊訓令第18号）は、廃止する。  
附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）
  - 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。  
附 則（昭和37年11月30日庁訓第80号）（抄）
  - 1 この訓令は、昭和38年2月1日から施行する。  
附 則（昭和48年11月27日庁訓第60号）
- この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。  
附 則（昭和49年12月7日庁訓第42号）（抄）
- 1 この訓令は、昭和49年12月7日から施行する。
  - 2 この訓令の施行の際現に改正前の自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（以下「旧移動局等訓令」という。）第13条の規定により検査官を命ぜられた者は、改正後の自衛隊の移動局等の監理の基準に関する訓令（以下「新移動局等訓令」という。）第13条の規定により検査官に命ぜられたものとみなす。
  - 3 この訓令の施行の際現に旧移動局等訓令の規定により無線資格者の資格を有する者は、新移動局等訓令第20条の規定により資格を付与されたものとみなす。
  - 4 この訓令の施行前に旧移動局等訓令第26条第1号の規定により無線資格者委員会が作成した試験問題は、新移動局等訓令第22条第2項の規定により、幕僚長等が作成し、長官の承認を得たものとみなして、この訓令の施行後3月以内に実施する資格試験に使用することができる。  
附 則（昭和52年5月16日庁訓第22号）  
この訓令は、昭和52年5月16日から施行する。  
附 則（昭和53年1月13日庁訓第1号）  
この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。  
附 則（昭和56年2月28日庁訓第4号）  
この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。  
附 則（昭和56年4月3日庁訓第20号）  
この訓令は、昭和56年4月3日から施行する。  
附 則（昭和59年5月30日庁訓第33号）  
この訓令は、昭和59年6月1日から施行する。  
附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）
  - 1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。  
附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）  
この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。  
附 則（昭和63年12月13日庁訓第40号）  
この訓令は、昭和63年12月15日から施行する。  
附 則（平成6年3月23日庁訓第9号）  
この訓令は、平成6年4月1日から施行する。  
附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）
  - 1 この訓令は、平成13年1月2日から施行する。

- 附 則（平成13年 3 月30日庁訓第53号）（抄）
- 1 この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成15年 3 月26日庁訓第12号）
- この訓令は、平成15年 3 月27日から施行する。
- 附 則（平成16年 3 月31日庁訓第34号）（抄）
- 1 この訓令は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成18年 3 月27日庁訓第12号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年 3 月27日から施行する。
- 附 則（平成18年 7 月28日庁訓第83号）（抄）
- 1 この訓令は、平成18年 7 月31日から施行する。
- 附 則（平成19年 1 月 5 日庁訓第 1 号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年 1 月 9 日から施行する。
- 附 則（平成19年 8 月30日省訓第145号）（抄）
- 1 この訓令は、平成19年 9 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成20年 3 月25日省訓第12号）（抄）
- 1 この訓令は、平成20年 3 月26日から施行する。ただし、以下に掲げる改正規定については、平成20年 7 月 1 日から施行する。
- (1) 秘密保全に関する訓令の一部改正にかかる目次の改正規定及び第 4 5 条の 2 の改正規定
- (2) 防衛秘密の保護に関する訓令の一部改正にかかる目次の改正規定及び第 4 0 条の 2 の改正規定
- (3) 特別防衛秘密の保護に関する訓令の一部改正にかかる第 3 条、第 2 3 条第 1 項及び第 2 項、第 2 5 条並びに第 4 2 条の 2 の改正規定
- 附 則（平成20年 4 月 1 日省訓第32号）（抄）
- 1 この訓令は、平成 2 0 年 4 月 3 0 日から施行する。
- 附 則（平成21年 7 月29日省訓第48号）
- この訓令は、平成21年 8 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成23年 4 月 1 日省訓第16号）（抄）
- 1 この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成23年 8 月30日省訓第32号）（抄）
- 1 この訓令は、平成23年 9 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成24年 4 月 6 日省訓第15号）（抄）
- 1 この訓令は、平成24年 4 月 6 日から施行する。
- 附 則（平成26年 7 月24日省訓第40号）（抄）
- 1 この訓令は、平成26年 7 月25日から施行する。
- 附 則（令和 3 年 3 月16日省訓第 9 号）（抄）
- この訓令は、令和 3 年 3 月18日から施行する。
- 附 則（令和 4 年 3 月15日省訓第10号）（抄）
- この訓令は、令和 4 年 3 月17日から施行する。
- 附 則（令和 5 年 6 月30日省訓第59号）（抄）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

別紙様式（第15条関係）

## 監 査 報 告 書

- 1 被監査機関名
- 2 監査実施期間  
年 月 日から  
年 月 日まで
- 3 監査の種類
- 4 監査担当官所属官職氏名
- 5 監査事項

### 備 考

- (1) 監査の種類欄には、定期監査又は臨時監査の別を記入すること。
- (2) 監査事項には、各事項についてそれぞれ件名を付し、下記順序により記入するものとする。
  - ア 事案の概要
  - イ 意見の概要
  - ウ その他参考となる事項